

国相手の大飯原発3・4号運転停止を求める裁判(大阪高裁)



5月22日(月)の法廷にご参加を！

傍聴券の抽選はありません。先着順です。

14時頃には裁判所に入って下さい(手荷物検査あり)。

14:30 大阪地裁202法廷 終了後に報告・交流会 大阪弁護士会館1002号

原告の今回の主張

基準地震動の過小評価と、重大事故時の汚染水対策等の不備について

この間進行協議(非公開)が続いていましたが、今回、第1回法廷以降、約2年ぶりに公開の法廷が開かれることになりました。

▼原告は、「ばらつき」を無視した基準地震動の過小評価などにより耐震安全性が成り立たないこと、そして重大事故時に核燃料を冷却する水と、流入する地下水とが混じって大量に発生する汚染冷却水を拡散させないための対策が不備であることなどを主張する予定です。

▼前回2月21日の進行協議で地震動について、原告弁護士が準備書面(4)を説明し、「ばらつき」を無視した国の地震動評価を厳しく批判しました。国の第7準備書面(耐震性)は、基準や規則を説明し、一般的に耐震性が確認されていると結論づけているだけでした。国は、大飯3・4号の耐震安全性を、特にばらつきを考慮した場合にどうなるか具体的に示すべきです。

▼また国は、第8準備書面(重大事故対策)で汚染冷却水対策について、事故発生後に始めるのが妥当としています。福島原発の汚染水の深刻な実態にまともに向き合うべきです。

▼破砕帯・火山灰についての原告の求釈明にも答えるべきです。国・関電は、原発敷地内で確認された「23万年前のもの」とする火山灰を根拠に「F6破砕帯は活断層でない」と主張しています。しかし、この火山灰についての資料が乏しいため、詳細なデータを提出するよう求釈明しました。国・関電は資料を提出すべきです。

報告・交流会では、弁護団から法廷と書面について説明を受け議論し、原発推進のGX法案や、老朽原発高浜1、2号炉の再稼働に反対する取り組みの紹介など行います。

原告、支援者のみなさん、是非法廷に多数ご参加下さい。

裁判の書面は下記URLかQRコードから見るができます。



http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban_gyouso_room.htm

2023年5月16日 おおい原発止めよう裁判の会事務局

連絡先：美浜の会気付 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580